

令和8年度攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務仕様書

1. 業務名称

令和8年度攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務

2. 業務目的

大阪府の特定健診受診率は、コロナ禍以降、増加傾向にあり、令和5年度は54.8%（都道府県順位36位）と前年度から0.4%増加しているが、全国平均を下回り推移しており、受診率向上が喫緊の課題である。また、全国的に、被扶養者における特定健診受診率が被保険者に比べ、保険者を問わず低水準である。

がん検診受診率はコロナ禍の落ち込みから回復傾向にあるものの、依然として全国と比較しても低位であり、受診率向上に向けた取組みが必要である。大阪府が行った調査によると、約30%の府民が、胃がん・肺がんの検査内容を「がん検診」と認識していない結果となった。がん検診を受診しない理由については、「費用がかかるため経済的に負担」と回答した府民が多く、安価で受診できることがあまり認知されていない。また、人間ドックは受けているが、がん検診は受診していないという誤解も多い。

特定健診・がん検診（以下、「けんしん」と表記）は対象となる年齢層が重なり、受診率向上に関する課題も共通しており、協働して対策を講じることが効率的である。また、けんしん受診の必要性にかかる認知度が低いことが受診率が低迷している主な要因であることから、主に無関心層をターゲットとした取組みが必要である。

したがって、けんしん受診率向上に向けて、正しい認知を広げるため、「おおさか健活大使」を起用したPRを実施する。けんしんの大切さについて理解を深めるべくイベント等でのブース出展を実施する。さらに、イベント実施の広報活動やインターネット広告を通して、イベントに参加していない無関心層へも周知啓発を図り、自らの健康に対する意識づけを促し、けんしん受診に向けた府民一人ひとりの行動変容につなげる。

本公募は、「令和8年度大阪府一般会計予算」が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。

本事業に係る事業予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

3. 契約期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務内容

本事業で実施する業務は次の（1）（2）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

(1) おおさか健活大使を活用した企画・運營業務

けんしんについて関心が薄いと思われる府民を主な対象として、けんしんの大切さについて理解を深めるため、おおさか健活大使（以下、「大使」という。）を活用し、大阪府内で実施されている既存のイベントにおいて、けんしんをPRするための企画及び運営を実施する。（想定イメージ：既存イベントにおけるブース出展、トークショーなど）

大使の人は大阪府で行うものとし（大使は大阪にゆかりのある、元プロ野球選手を予定）、事業者は大使を活用し参画するイベントの選定、イベント内容の企画、SNS発信に関する調整、啓発資材の制作等を行う。

また、大使への謝礼支払い（800万円程度見込み、打合せ費用、イベントへの交通費込み）、企画・運營業務に係る調整、スケジュール調整やSNS発信の内容確認等、所属事務所（大使）との打合せを含む各種調整事項等は本業務の委託料に含むものとする。

A. イベントへの参画

(A-1) 既存イベントへの参画

イベント内容やイベント日程、場所について、下記を踏まえて提案すること。

【内容】・府内の既存のイベントにおいて、大使を活用したけんしんをPRするための企画（契約期間内1～2回）

・日程や会場を考慮しつつ集客力のあるイベント内容とすること。

（参画イベント例）

- ①プロスポーツチームが開催する試合やイベント
- ②けんしん対象者（40代から50代）が多く集まるイベント
- ③各回において、けんしん啓発ブース等に立ち寄ってもらう目安を1,000名程度と想定し、参画するイベントを選定すること

【日程】9～10月に1回、府内の既存イベントにおける企画は必須とする。

（例）イベントステージにおけるトークセッション等

【参考】9月（健康増進普及月間）

10月（がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間）

【場所】大阪府内

(A-2) 健活10イベントへの参画（契約期間内1回）

※上記イベントについては、おおさか健活大使の出演にかかる調整のみ（イベントにおける企画の提案は不要）とする。

(B) けんしんに関する SNS 発信（年間 10 回程度）※契約期間満了月まで

(C) チラシやポスター、デジタルサイネージ等の啓発資材の作成

- ・配布先は約 200 団体、43 市町村を想定。
- ・紙媒体の場合は 1 機関あたり 2 枚配布想定。

(D) 本事業仕様書（2）けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告のキービジュアルの作成

【提案を求める事項】

下記事項について具体的に提案してください。

- ・提案者の運営ノウハウや強み、手がけたイベントの参加者層などがわかる事例
- ・参画するイベントプログラム（健活 10 イベントを除く 1～2 回）と具体的内容
- ・イベントの実施時期とその選定理由
- ・大使を活用した啓発資材の内容
- ・その他イベント実施に関すること。

※留意事項

○本事業は、新規にイベントを企画するのではなく既存イベントへ参画し、おおさか健活大使を活用しけんしんを PR するための企画を求めるものである。

○けんしん受診率向上に資する効果的な提案となるような企画内容とすること。

○大使への謝礼、その他イベント参画にかかる費用はすべて委託費に含まれる。

○雨天時や荒天時、緊急時の対策について、実施体制等を含め講じること。

○提案するイベントについては、受診率がより低位である被扶養者の多くが女性であることから女性が多く集まるイベントと、男女問わず府民が多く集まるイベントの中から、より効果的であると考えられるものを選定し理由とともに提案すること。

○啓発資材の種類は、A3 サイズ ポスター 1 団体 2 枚程度を必須とし、その他、デジタルデータやチラシ等を提案すること。作成した啓発資材は、府内保険者及び保険者団体（190 機関程度）、43 市町村へ令和 8 年 8 月頃に配付すること。

○府ホームページでけんしん受診を勧奨するための素材も併せて作成すること。

○府内保険者及び保険者団体、市町村へのアンケートについて

啓発資材の効果測定及び対象機関のニーズ把握を目的とし、受注者は、府内保険者及び保険者団体、市町村に対し、令和 8 年 11 月頃にアンケートを送付して結果を取りまとめること。なお、可能な限り回答率が高くなるよう、受注後に発注者と協議して実施方法を決定するものとする。

取りまとめたアンケート結果は、集計表（Microsoft Excel で単純集計したデータファイル）にして、令和 8 年 12 月頃に報告すること。

アンケートの回答率は90%をめざし、令和8年12月上旬時点で未回答が多い場合は督促メールの発出など受注後に発注者と協議して対応すること。

アンケートの実施時期及びアンケートの内容は、発注者と協議の上、次の(ア)及び(イ)、(ウ)の内容を含み作成すること。

(ア) 啓発資材の活用状況

(イ) 啓発内容、啓発時期に関する満足度等

(ウ) 今後の事業への要望、その他有益と判断できる内容

○本業務にあたり、府内保険者及び保険者団体、市町村等の関係機関と協力体制が円滑にとれるよう、発注者と調整・協議しながら業務遂行すること。

(2) けんしん受診にかかる効果的なインターネット広告の立案及び実施

① 対象

40代から50代の府民を主な対象としたインターネット広告を実施すること

② 実施時期

令和8年9月から10月

【提案を求める事項】

下記事項について具体的に提案してください。

- ・ 2種類以上の広告方法を選定し（例：Yahoo!トップページ広告とGoogleディスプレイ広告）、本事業のターゲット層に効果的と考えられる広告を提案すること。
それぞれのインターネット広告における、インプレッションやクリックなどの数値目標を提案すること。
- ・ 数値目標の提案にあたっては、府のけんしん受診率が低水準であることから、目標値の達成に向けたインターネット広告の効果等も含めて提案すること。

【府のけんしん目標値】

特定健診：目標値 60% (R9) 現状値 54.8% (R5)

がん検診：目標値 50% (R10) 現状値約 40% (R4) ※

※胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん検診の平均

※留意事項

- けんしん受診率向上に資する効果的な提案となるような企画内容とすること。
- 適宜配信状況等を報告すること。目標に満たない場合は発注者と協議のうえ、改善策を実施すること。
- 広告バナーの作成等、上記を実施するにあたって付随する業務を実施すること。
- 広告バナーなど作成の際は発注者と協議のうえ、行うこと。
- 広告バナーの制作に必要な経費は、本業務の委託金額に含むものとし、制作に必要な素

材の収集などすべての手配は受注者が行う。

- 受注者は、修正可能な段階で、広告媒体について発注者と協議し、修正を求められた場合は、受注者の責任により修正すること。また、修正に要した経費は委託金額に含むものとする。
- クリック数、閲覧した人の属性情報等を検証し、定期的（時期は発注者と協議）に発注者に報告及び協議のうえ、改善策を実施すること。また、発注者から媒体等の変更指示があった場合には、対応すること。
- ・ 広告バナー等の情報は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるように、アクセシビリティへ配慮すること。
- ・ 実施した広告の実績レポート（地域、男女、デザイン別など）を提出すること。
- ・ 類似事業における行政が発注した業務を履行した実績がある場合は、様式4「事業実績申告書」を提出すること。

なお、特定健診・がん検診の対象者は下記参考のとおり。

【(参考) 特定健診】

対象：40歳以上75歳未満の医療保険加入者

【(参考) がん検診の基準】

種類	対象者
胃がん検診	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対して実施可
子宮頸がん検診	20歳以上 ※HPV検査単独法については、30歳以上60歳以下が対象
肺がん検診	40歳以上
乳がん検診	40歳以上
大腸がん検診	40歳以上

5. 業務全体に係る留意点

(1) 業務遂行について

- ①受注者は、本事業の受託に際して、発注者との連絡・調整を一元的に行う業務責任者を定め、発注者に報告すること。また、業務責任者は発注者が指定する職員と常に連絡を取れるよう努め、緊急の場合は、即時作業に着手可能な体制を整えておくこと。
- ②受注者はこの事業を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、この仕様に基づき常に発注者と密接に連絡を取り、契約期間内に事業を完了すること。
- ③受注者は本事業において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）等の関係法令等を遵守すること。

- ④発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合、契約を解除することができる。
- ⑤受注者は再委託を行おうとする時は、事前に発注者に申請し承認を得ること。
- ⑥受注者及び本事業に携わる受注者の従事者は、本事業によって知り得た発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。この事業の完了後についても同様とする。
- ⑦主催者の判断により本事業を行わないこととなった場合は、発注者は受注者に対して現に要した費用のみを支払うものとする。
- ⑧この仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(2) 著作権及び使用料等について

- ①本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含む。
- ②本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。
- ③成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ④成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 大使の映り込んでいる成果物について

- ①大使が制作した SNS や広告等の発注者の使用期限については、原則無期限とする。
ただし、大使の出演契約等の都合により、期限を定める必要がある場合は、使用期限は令和 9 年 3 月 31 日までを最低基準とし、契約期間内においては、必ず発注者は使用できるものとする。
- ②上記の期限の有無にかかわらず、当該成果物を本事業における活動実績又は記録を目的として使用する場合に限り、発注者は無期限で使用できるものとする。
- ③制作した SNS や広告等の使用範囲および使用期間についての大使との調整についても、受注者側が行う。

6. 成果物の提出

- ①実施報告書
事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。
- ②啓発資材データ及び現物
- ③広告データ（動画データ等は YouTube やホームページで再生可能な様式）
- ④広告の実績レポート

成果物については、CD-RまたはDVD-Rにデータ保存し提出するものとし、報告書については、あわせて紙媒体に出力したものも提出するものとする。制作した資料等に係る所有権、著作権については、発注者に帰属するものとし、また著作者人格権（ただし、既に第三者の権利のものを除く。）は行使しないものとする。

7. 成果物の提出先

大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁本館6階

8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性から本事業の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し承認を得ること。

9. その他特記事項

- ①本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示によること
- ②業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- ③企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。